

視点3 指定管理者制度への対応

1 本市の対応

公の施設に対する指定管理者制度の創設に伴い、本市では同制度の創設以後の新施設については、同制度の趣旨を踏まえ個別に対応してきたが、既存施設についても、平成18年4月から適用することとし、指定管理者制度に対する本市の統一的な考え方として、添付資料2「静岡市における指定管理者制度運用方針」を確立する。

公の施設の所管部局は、既存施設について、指定管理者による管理とするか市による直接管理とするかを平成16年12月中に決定し、当該施設を管理している外郭団体にその旨を伝えることとする。

公の施設の所管部局は、公の施設を指定管理者による管理とする場合、前記運用方針に基づき適切に対応するとともに、適正な競争原理が働くよう配慮するものとする。

2 外郭団体の対応

現在公の施設の管理を受託している外郭団体は、原則としてこれまでの継続ではなく、民間事業者との厳しい競争にさらされることとなる。

従って、前記運用方針を念頭に制度の本格的導入に備えるとともに、本基本プランを参考に積極的な経営改革を行い、組織の存亡をかけ、制度への積極的かつ円滑な移行、対応を図る。